

「木質都市」の創出に向けて

1. まちづくりと「木」を考える

(1) 「木」の文化の衰退

国土の約7割を森林が占める我が国では、古来より「木」の文化が息づいており、風土に根ざした生活や生業の営みを通して自然と人間の共生が図られてきた。

しかしながら明治以降、特に戦後においては不燃化が都市建設の主要な目的となり、その結果、一定の性能向上は図られたが木造建築は否定される傾向にある。このことが、現在の林業衰退の要因となっているとともに、まちの中に無機質な要素が増加し、日本人の安らぎや誇りにつながる「木」の文化の衰退を感じざるを得ない状況にある。

(2) 「木」にこだわるまちづくり

日本建築の基本は木造にあり、ここを舞台に様々な伝統や文化が紡がれてきた。このことから、日本人のDNAに「木」は深く刻まれており、「木」にこだわり、「木」に敬意を払ったまちづくりは国民性として受け入れやすく、まちづくりの目的である「住民の心豊かな生活を支える空間の創出」を実現する上でも有効な手段である。

(3) なぜ今、取り組むのか

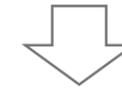
近年の木質建材の進化は目覚ましく、木造建築の可能性が広がり、全国でこれら新木質建材を活用した建築物が登場し、高層建築を目指す動きも始まっている。今後の更なる技術開発により、これらの取り組みは加速していくことが予想される。

加えて、人や自然に優しい環境への市民意識も大きく高まっていることから、新たなまちづくりに踏み出す土台は形成されつつあり、今こそ「木」にこだわるまちづくりを都市環境として面的に展開していく時期にきており、これは日本らしいSDGsの取り組みともなり得るものである。

2. 金沢が「木質都市」に取り組む意義

「木」にこだわるまちづくりには、防火性・耐震性などの課題もあり、これらの課題を乗り越えて面的に取り組むを進めるには、都市と市民がより強い「木」のDNAを有していることが不可欠であろう。

本市は、市域の約6割を森林が占めており、また非戦災都市であることから、金澤町家など「木」によるたくさんの歴史的資産を有している。加えて、そこを生活の場としてきた市民には木を用いた伝統工芸なども息づいていることから、「木」はより身近な存在であり、この挑戦的な取り組みを都市部で成功させられる数少ない都市のひとつである。



この金沢における取り組みが成果を上げ、諸処の課題解決が前進することは、金沢のステップアップはもちろんのこと、我が国の「木」にこだわるまちづくりの未来を拓き、「木」の文化の再評価にもつながるものであると考える。



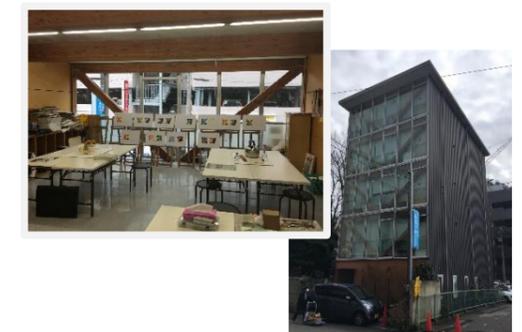
重要伝統的建造物群保存地区
(東山ひがし)



金澤町家の情報発信、空間体験
機能である金澤町家情報館



CLTを用いた金沢駅兼六園口
のシティーゲート(鼓門)



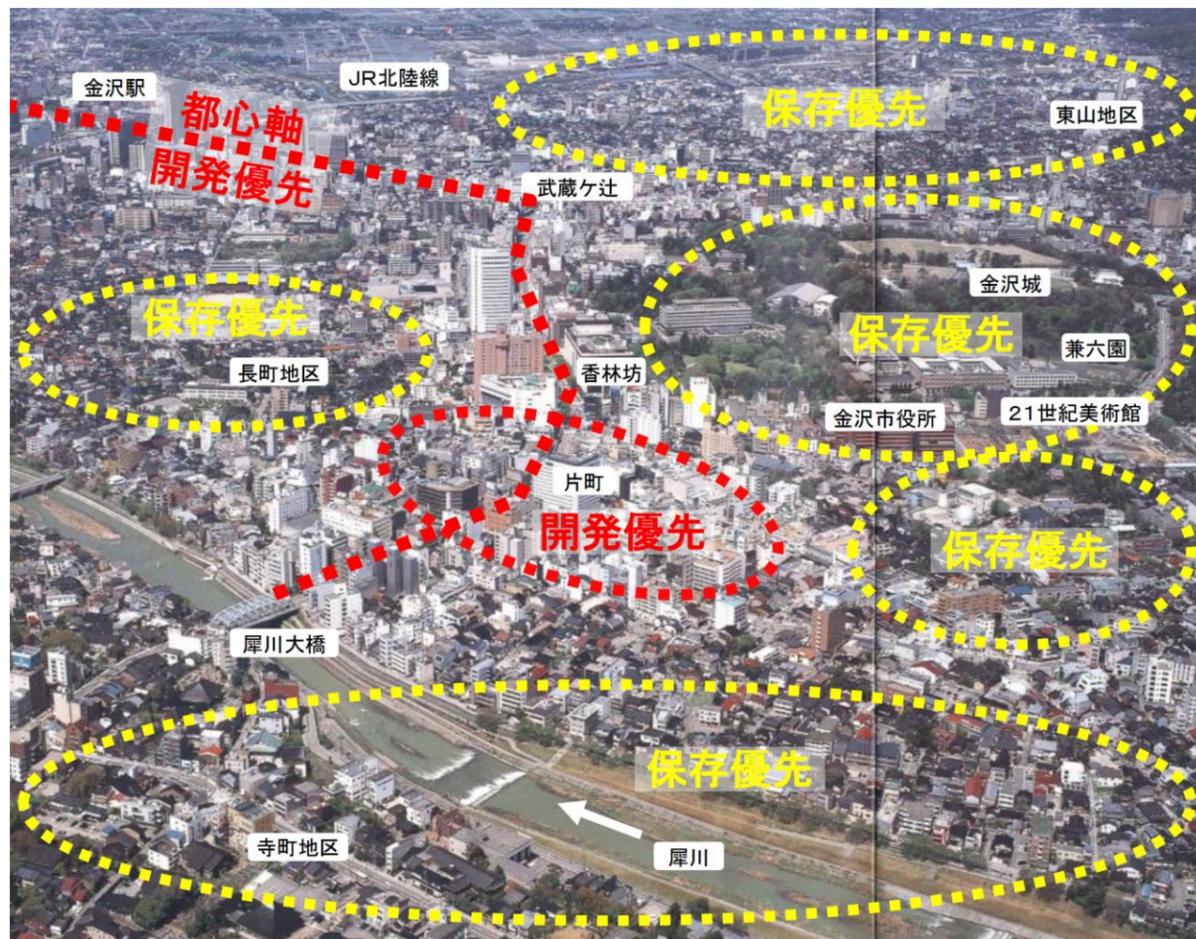
木質化に挑戦した民間ビル
(金沢市広岡1丁目地内)

3. まちづくりの基本理念

(1) 保全と開発の調和

金沢市のまちづくりにおいては、非戦災都市ゆえに有する歴史的資産等の「保全」と、中核都市としての「近代化」をいかに調和させるかが、永遠のテーマと言える。

これに対し本市は、昭和43年の伝統環境保存条例制定に端を発し、「開発するエリア（近代的景観創出区域）」と「保全するエリア（伝統環境保存区域・伝統環境調和区域）」を明確にゾーニングし、「開発と保全の調和」を基本理念として掲げ、約半世紀にわたり一貫した思想と計画により、独自のまちづくりを展開してきたところである。そしてその結果、今日の歴史的重層性のある都市空間が形成されている。



(2) 伝統環境保存区域

- ・ 伝統環境を保存育成するために必要な土地の区域



景観地区（長町武家屋敷群）



こまちなみ保存条例（里見町）

(3) 近代的都市景観創出区域

- ・ 伝統環境との調和を保ちながら、近代的都市機能と一体をなして形成される景観を創出するために必要な土地の区域



金沢駅西広場



金沢駅通り線再開発事業

(4) 伝統環境調和区域

- ・ 伝統環境保存区域に隣接した地域において伝統環境との調和のとれた景観を形成するために必要な土地の区域



尾張町のまちなみ



東山大通りのまちなみ

4. 独自条例による個性あるまちづくり

本市は、まちの独自性を磨き高め、着実に後代へ継承するとともに、市民が安心して快適に暮らし続けられる魅力的な都市を構築するため、目的に応じた数々の独自条例を制定し、個性あるまちづくりを進めている。

制定年	条例名（通称）	主な目的
1970	風致地区条例	景観保全、環境保全（2012年：市条例に移行）
1977	伝建条例〈委任〉	景観保全、まちなみ保存
1989	景観条例 →（A）	景観保全、土地利用コントロール、まちなみ保存、中心部活性化
1992	駅西地区街なみ形成条例	新市街地整備
1994	こまちなみ保存条例	まちなみ保存、景観保全
1995	屋外広告物条例〈委任〉	景観保全
1996	用水保全条例	用水保全・景観保全、環境保全
1997	斜面緑地保全条例	緑地保全・景観保全、環境保全
2000	まちづくり条例（市民参画条例、土地利用適正化条例）	土地利用コントロール、住民まちづくり支援
2001	緑のまちづくり条例	緑地保全、景観保全、環境保全
2001	まちなか定住促進条例 →（B）	定住促進、中心部活性化
2001	商業環境形成まちづくり条例	土地利用コントロール、中心部活性化
2002	寺社風景保全条例	景観保全、環境保全
2003	歩けるまちづくり推進条例	環境保全、住民まちづくり支援
2003	防災都市整備条例	防災推進、住民まちづくり支援
2004	地区計画建築条例〈委任〉	土地利用・建築コントロール
2004	旧町名復活推進条例	住民まちづくり支援
2005	沿道景観形成条例	景観保全
2005	夜間景観形成条例	景観保全

制定年	条例名（通称）	主な目的
2006	コミュニティ空間条例	環境保全、住民まちづくり支援
2006	駐車場適正配置条例	交通環境、土地利用コントロール
2007	公共交通利用促進条例	交通環境
2007	ラブホテル建築規制条例	生活環境保全
2008	集合住宅コミュニティ条例	住民まちづくり支援
2008	地下水保全条例	環境保全、防災推進
2009	美しい景観まちづくり条例（A）	景観保全・形成、土地利用コントロール、まちなみ保存
2009	総合治水対策の推進条例	防災推進
2010	学生のまち推進条例	住民まちづくり支援、中心部活性化
2012	ポイ捨て防止条例	マナー向上
2013	金澤町家条例	金澤町家の保全・利用活性化
2014	自転車安全利用促進条例	自転車の安全利用による生活環境の確保
2015	空き家条例	空き家の適切な管理・利用活性化
2016	定住促進条例（B）	定住促進・中心市街地活性化・移住者支援
2017	地域コミュニティ活性化推進条例	コミュニティ活性化
2017	川筋景観保全条例	景観保全
2019	眺望景観形成条例	景観保全・創出
2019	歴史的建築物適用除外条例	金澤町家保存（建築基準法の除外規定）

5. 金沢が目指す「木質都市」とは

(1) 未来への挑戦

本市のまちなみや建築には、文化や産業に裏付けされた藩政期から今日までの歩みや営みが表れており、この歴史的重層性が醸し出す「過去」と「現在」の豊かな資産に、令和以降のまちづくりとして「未来」への挑戦を加えていきたい。

(2) 本市が目指す木質都市

本市が目指す木質都市とは、これまでの歴史的資産の保全・活用という土台を活かし、人にも環境にも優しい「木」にこだわり、建築物の内外装はもちろん、ベンチなど、まちの随所に「木」が用いられた、歴史と調和した金沢ならではの都市空間である。

「木質都市の創出」は、長期的なまちづくりのテーマであり、都市の品格をもう一段上げてくれる取り組みとしたい。

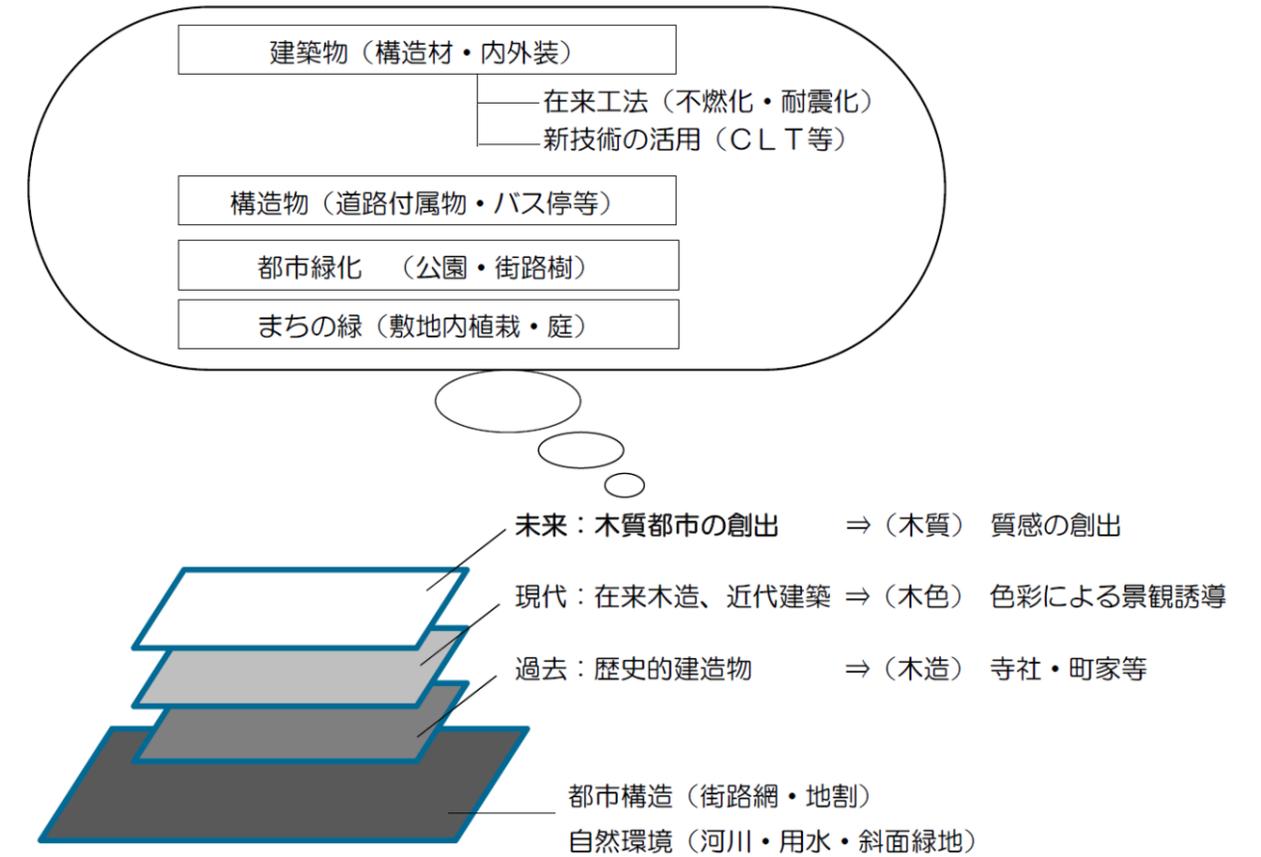
(3) 都市空間のイメージ

これまでも、本市では既存の歴史的資産と調和するよう、茶系の木の色を推奨色として景観誘導を行ってきたが、本物の「木」が有する質感に勝るものはない。

「木」にこだわるまちづくりを進める上で、「木」の持つ特性を最大限に活かすために、建築物や構造物に限定せず、広くは都市緑化や敷地内植栽、庭なども視野に入れており、そのような空間が広がるまちづくりとなることを重視していきたい。

また、物理的な都市環境にとどまらず、「木」と深い関連を持つ工芸、芸能、風習やそれらを支える職人技術なども大切な要素であり、ハード、ソフトが両輪となり、そこに歴史という時間軸が加わった壮大なまちづくりと考えている。

※ 都市空間のイメージと構成要素



6. 今後の流れ

